

令和7年度 事業計画

令和6年の県内における刑法犯の認知件数は11,385件で、前年（令和5年）と比較して198件減少したものの、2年続けて1万件を超えたほか、高齢者を狙った特殊詐欺被害及び子供や女性を狙った性犯罪被害が後を絶たないなど、安心して暮らせる社会の実現には、地域を挙げての一層の対策が必要となっている。

こうした中、宮城県防犯協会連合会（以下「県防連」）では、令和7年度においては、警察、地区防犯協会、自治体及び防犯ボランティア団体等と緊密に連携し、「犯罪のない明るく、住みよい地域社会の実現」に向けて、各種事業を積極的に推進する。

第1 安全・安心まちづくり等推進事業（公益事業1）

犯罪のない、安全で安心して暮らせる地域社会の実現は県民全ての願いであり、安定した県民生活や社会発展の基礎となるものである。

県防連では県民が身近なところで不安に感じる強盗や侵入窃盗、高齢者等を狙った特殊詐欺、女性や子供を対象とした性犯罪さらにはインターネットを活用したサイバー犯罪等を未然に防止し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察、自治体及び防犯ボランティア団体等と連携し、さまざまな防犯活動を積極的に推進する。

1 防犯団体相互の連絡調整並びに各団体が行う防犯活動に対する協力援助

(1) 防犯団体相互の連絡調整

地区防犯協会、防犯指導（実働）隊、職域防犯団体及び地域の防犯ボランティア団体間の連絡調整を積極的に行い、防犯意識の醸成及び効果的な防犯活動の推進を図る。

(2) 若い世代の防犯ボランティア活動に対する支援

若い世代の防犯ボランティア活動への参加を促すため、中・高校生や大学生等で組織されたボランティア団体の活動等に対する支援を積極的に行い、若者による自主防犯活動の活性化と定着化を図る。

(3) 防犯ボランティア団体の自主的な活動に対する支援

防犯ボランティア団体の新規結成に伴う経費の一部助成、防犯活動資材の提供及び各種活動に対する指導、助言を積極的かつ継続的に実施する。

(4) 青色回転灯付き防犯パトロール車の運用促進

日本宝くじ協会から全国防犯協会連合会（以下「全防連」）に寄贈される青色回転灯付き防犯パトロール車（以下「青パト」）の譲渡を希望する地区防犯協会の活動を積極的に支援する。

2 防犯対策の調査及び指導並びに防犯思想の普及啓発

(1) 全国地域安全運動宮城県大会の開催

全国地域安全運動（10月）において、県及び警察との共催により、「全国地域安全運動宮城県大会」を開催し、県民の防犯意識の高揚を図る。

(2) 季節地域安全運動の実施

春、夏及び年末年始に、それぞれ期間と活動重点を定め、地区防犯協会と連携した地域安全運動を実施し、犯罪の未然防止と防犯意識の高揚を図る。

(3) 防犯作文及びポスターの募集

青少年の防犯意識の啓発を目的に、県内の小・中・高校の児童・生徒を対象に防犯作文及びポスターを募集し、優秀作品に対して全国地域安全運動宮城県大会において顕彰するとともに、各種広報媒体を活用して広く県民に紹介する。

(4) 防犯指導（実働）隊等を対象とした「ホットスポットパトロール実戦塾」の開催

警察や地区防犯協会と連携し、防犯指導（実働）隊、防犯ボランティア団体及び自治体関係者等を対象とした「ホットスポットパトロール実戦塾」を開催し、犯罪被害の抑止に向けた諸活動のレベルアップを図る。

(5) 広報紙の発行等広報啓発活動の推進

機関紙「防犯みやぎ」や「犯罪と防犯」の発行、防犯ポスター、リーフレット、グッズの作成・配布を通じた広報啓発活動を推進し、地域住民の防犯意識の高揚を図る。

(6) 防犯DVDの整備、貸し出し

無償で貸し出している広報用DVDについて、自治体、学校及び防犯ボランティア団体が広く活用できるよう、内容や貸し出し方法をホームページ等で積極的に広報する。

3 青少年の非行防止と健全育成に関する活動

(1) 少年の非行防止に向けた諸活動の推進

警察、自治体及び地区防犯協会等と連携し、子どもの見守り活動や非行少年の立ち直り支援活動に重点をおいた「非行少年を生まない社会づくり」のための活動を推進する。

(2) 少年を守る環境浄化重点地区活動に対する支援

少年の健全育成を目的に「少年を守る環境浄化重点地区」として警察が指定した、仙台市青葉区国分町地区における少年非行防止活動を支援するための助成を行う。

指 定 地 区 名	指定機関（期間）	関 係 機 関
仙台中央地区防犯協会連合会 （仙台市青葉区国分町地区）	警察本部指定 1年（継続）	仙 台 中 央 警 察 署 （仙台市青葉区）

(3) 万引き防止活動

警察や万引き防止対策協議会等と連携し、「万引き防止3ない運動（しない・させない・許さない）」や「万引きは犯罪である」等のスローガンを前面に出した広報啓発活動を推進する。

4 銃器、薬物犯罪及び暴力団の排除に向けた諸対策の推進

警察や宮城県暴力団追放推進センター（以下「暴追センター」）等と連携し、銃器及び違法薬物の根絶と暴力団排除を図ることを目的に、チラシの作成、配布等広報啓発活動を積極的に推進するとともに、宮城県風俗環境浄化協会（以下「風俗環境浄化協会」）が年7回実施している風俗営業管理者講習（以下「管理者講習会」）において、県警及び暴追センターの担当者とともに講話を実施する。

5 犯罪の予防検挙に対する協力援助

(1) 特殊詐欺被害防止活動

県内の特殊詐欺犯罪について、65歳以上の高齢者の被害が突出していることから、被害の抑止に向けて、医療施設における電光スポット放映や広報啓発用ポスター、チラシの作成及び金融機関と連携し、「被害防止キャンペーン」等を積極的に実施する。

(2) 侵入窃盗被害防止活動

警察と連携して侵入窃盗被害防止のための「3かけ運動（カギかけ・気につけ・声かけ）」等の広報啓発活動を推進し、地域社会の絆づくりの強化を図る。

(3) 子供女性安全対策活動

凶悪犯罪に発展する恐れのある子どもや女性に対する声かけ、つきまとい及び盗撮等の事案を未然に防止するため、警察、学校及び防犯ボランティア団体等と連携し、通学路や犯罪の発生が想定される場所において実施する見守り活動や防犯パトロールを積極的に支援する。

(4) 職域防犯組織に対する協力援助

企業等が社会貢献活動の一環として推進している「防犯CSR活動」に対し、防犯情報を積極的に提供して、地域における自主防犯活動の活性化を図る。

6 表彰及び保険制度の加入事業

(1) 表彰事業の実施

多年にわたり地域の防犯活動に貢献した功績が認められ、各種表彰を受賞した団体・個人及び防犯思想の普及を目的に小中高校生を対象に募集した防犯作文・ポスターの優秀作品を賞揚し、防犯意識の高揚と防犯活動の活性化を図る。

(2) 保険加入事業の実施

地区防犯協会の活動中における災害を保障するため、県防連が主体となって普通傷害保険に加入するとともに、地区防犯協会に対しては、全防連と民間の損害保険会社が提携して提供している補償制度（防犯協会員団体総合補償保険）への加入促進を図る。

ア 普通傷害保険（契約者：県防連）

区 分		保 険 金 額	
保険金額	傷 害	死亡・後遺障害	3,000,000 円
		入院保険金日額	4,500 円
		通院保険金日額	2,500 円
特 記 事 項		23名限定	

イ 防犯協会員団体総合補償保険（取扱：全防連）

区 分			A 型	B 型	C 型
保険金額	傷 害	死亡・後遺障害	3,000,000 円	6,000,000 円	15,000,000 円
		入院保険金日額	3,000 円	6,000 円	7,500 円
		通院保険金日額	1,000 円	2,000 円	5,000 円
	賠 償	対 人 賠 償	1 名 2,000 万円 1 事故 1 億円		
		対 物 賠 償	1 事故 200 万円		
	保 險 料		165 円	305 円	635 円

7 防犯施設の拡充整備

「安全・安心なまちづくり」を目的に地区防連や地域の自治会等が設置する防犯灯等の防犯設備設置費用の一部助成を行う。

8 自転車防犯登録事業

(1) 自転車防犯登録の促進と迅速・的確な登録業務の推進

自転車防犯登録実施要領を改正し、令和6年6月から、自転車防犯登録料を600円から800円に、有効期間を7年から10年に改定したほか、防犯登録業務の全国統一化に向けて、本年2月から防犯登録カードの様式を変更したことから、県自転車軽自動車商業協同組合や自転車防犯登録（販売）店と連携し、新たな制度の周知を図るとともに、自転車利用者による防犯登録の確実な履行、登録カードの早期回収及び速やかな電算入力を行って登録者の利便性の向上を図る。

(2) 自転車盗難防止のための広報啓発活動の推進

自転車盗難被害の7割以上が無施錠で被害に遭っていることから、広報用チラシや防犯グッズの配布による「被害防止キャンペーン」を実施するほか、ホームページに広報資料を掲載するなど、自転車の盗難防止と防犯登録促進のための広報啓発活動を推進する。

9 会議等の開催

(1) 会議

ア 通常総会

令和7年5月28日（水） 「ホテル白萩」

イ 理事会

第1回理事会 令和7年5月8日（木） 「宮城県多賀城分庁舎」

臨時理事会 令和7年5月28日（水） 「ホテル白萩」（通常総会終了後）

第2回理事会 令和8年3月25日（水） 「宮城県多賀城分庁舎」

(2) 各種大会等

ア 全国地域安全運動宮城県大会

令和7年10月10日（金） 太白区文化センター

イ ホットスポットパトロール実戦塾

令和8年1月ころ （開催日、場所は県警と調整）

ウ 防犯指導（実働）隊連絡協議会 会員協議会

会則では2年に1回開催（前回開催～令和6年10月3日〔多賀城市文化センター〕）

第2 風俗環境浄化事業（公益事業2）

県防連は昭和60年2月13日に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」）」第39条第1項の規定に基づき、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」）から宮城県における「風俗環境浄化協会」として指定を受けており、警察や関係機関・団体等と連携し、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、「風営適正化法」第39条第2項に掲げる事業を推進する。

1 風俗環境に関する苦情処理

風俗営業の健全化や利用者保護のため、一般から寄せられる風俗営業に関する苦情、相談及び要望等について、警察や関係機関・団体と連携し、適切な対応に努める。

2 宮城県公安委員会から委託を受けた講習、調査の実施

(1) 風俗営業所の管理者に対する講習の実施

風俗営業の適正化を促進するため、公安委員会の委託事業として、風営適正化法に基づき風俗営業所の管理者に対する管理者講習を実施する。

(2) 風俗営業所に対する構造設備等の調査の実施

風俗営業の適正化を促進するため、公安委員会の委託事業として、風営適正化法に定める風俗営業所の構造、設備の基準適合の有無等を調査する。

3 風俗営業に対する法令遵守のための啓発活動

(1) 管理者講習における広報活動

管理者講習において、警察及び暴迫センターの担当者とともに講話を実施し、風俗営業所の健全営業の維持に向けた意識の醸成を図る。

(2) 立入りに関する啓発活動

宮城県遊技業協同組合と連携し、風俗営業所（ぱちんこ店）に対する立入りを実施して、健全営業に向けた意識の醸成を図る。

4 少年指導委員に対する協力支援

少年指導委員による風俗営業所等への立入りや補導活動について、事業者に対して積極的に協力するよう要請するとともに、少年指導委員からの個別相談等に対して助言を行う。

5 善良の風俗の保持及び風俗環境浄化並びに少年の健全育成に資するための自主的な組織活動に対する協力援助

(1) ポラリス宮城に対する協力援助

少年の規範意識の向上と非行防止活動を目的として組織された大学生による少年健全育成ボランティア「ポラリス宮城」に対し、活動促進を図るための助成を行う。

(2) 少年補導員協会に対する協力援助

警察署長及び地区防犯協会長が委嘱し、少年の健全育成と非行防止を目的に少年補導活動を行う「少年補導員協会」に対し、活動促進を図るための助成を行う。

(3) 地区防犯協会が行う風俗環境浄化事業への協力援助

善良な風俗の保持、風俗環境の浄化及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにより、少年の健全育成を図ることを目的に各種の風俗環境浄化事業を行う地区防犯協会に対し、その活動促進を図るための助成を行う。

第3 物品斡旋等事業（収益事業）

1 古物・質屋営業適正化事業（古物・質屋商許可標識の斡旋）

国家公安委員会規則で掲示が義務付けられている「古物・質屋商許可標識」について、業者から注文を受けた際には、速やかに制作業者に発注し、納入された標識を業者に有償で提供する。

2 物品斡旋事業

(1) 地区防犯協会に対する広報用資材等の斡旋

安全で安心なまちづくりを推進するための防犯用広報資材（防犯パトロール用腕章・防犯用ハンドブック等）について、地区防連に対して有償で斡旋する。

(2) 風俗営業所に対するステッカー等の斡旋

風営適正化法により掲示が義務づけられている「18歳未満立入禁止ステッカー」及び風俗営業所に対して掲示を推奨している「風俗営業ステッカー」について、風俗営業所に対して有償で斡旋する。